

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令及び情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）の概要

1. 改正理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号。以下「整備法」という。）の一部の施行に伴い、移動端末設備用署名用電子証明書、移動端末設備用利用者証明用電子証明書等について必要な事項を定めるほか、所要の規定の整備を行うため、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令（平成15年政令第408号）及び情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成15年政令第27号）について所要の改正を行うもの。

2. 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令及び情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）の概要

（1）移動端末設備用署名用電子証明書及び移動端末設備用利用者証明用電子証明書

移動端末設備用署名用電子証明書及び移動端末設備用利用者証明用電子証明書（以下「移動端末設備用電子証明書」という。）に係る以下の事項について規定することとする。

- ・移動端末設備用電子証明書の発行の申請に係る通知事項：個人番号カード用署名用電子証明書の発行の番号
- ・移動端末設備用電子証明書発行記録の保存期間：移動端末設備用電子証明書の有効期間の満了すべき日の翌日から起算して10年を経過する日まで
- ・移動端末設備用電子証明書失効申請等情報の保存期間：移動端末設備用電子証明書の有効期間の満了すべき日まで
- ・移動端末設備用電子証明書記録誤り等に係る情報の保存期間：移動端末設備用電子証明書の有効期間の満了すべき日まで
- ・移動端末設備用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報の保存期間：移動端末設備用電子証明書の有効期間の満了すべき日まで
- ・個人番号カード用署名用電子証明書又は個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効に係る情報の保存期間：移動端末設備用電子証明書の有効期間の満了すべき日まで
- ・移動端末設備用電子証明書失効情報ファイルの保存期間：10年

（2）対応署名用電子証明書の発行の番号及び対応利用者証明用電子証明書の発行の番号

対応署名用電子証明書の発行の番号又は対応利用者証明用電子証明書の発行の番号（以下「対応証明書の発行の番号」という。）の署名検証者又は

利用者証明検証者への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

- 一 地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて署名検証者又は利用者証明検証者の使用に係る電子計算機に対応証明書の発行の番号を送信する方法
- 二 機構から対応証明書の発行の番号を記録した電磁的記録媒体を署名検証者又は利用者証明検証者に送付する方法

（３）その他所要の改正

3. 根拠条文

整備法による改正後の電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第2項、第8条、第11条から第14条まで、第16条、第16条の2第2項、第16条の7、第16条の10から第16条の13まで、第16条の15、第17条第1項第5号、第18条第4項、第22条第2項、第27条、第30条から第33条まで、第35条、第35条の2第2項、第35条の7、第35条の10から第35条の13まで、第35条の15、第37条第3項及び第72条並びに情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第11条

4. 施行期日

令和5年5月11日（整備法附則第1条第7号施行日）を予定。